

## 慶弔見舞金規程（派遣スタッフ）

### 第1条（目的および適用範囲）

この規程は、就業規則（派遣スタッフ）第3条において定める派遣スタッフ（以下、「スタッフ」という。）に対する慶弔見舞金の支給基準を定めることを目的とする。

### 第2条（慶弔見舞金の支給事由）

慶弔見舞金は次の事由により支給する。

1. スタッフの結婚
2. スタッフの出産
3. スタッフの死亡
4. スタッフの配偶者の死亡
5. スタッフの傷病（労災による傷病に限る）
6. 被災

### 第3条（慶弔見舞金の支給内容）

- 1 前条各号による見舞金は、別表1により支給する。
- 2 前条において、同一事由で2人以上のスタッフがいる場合には、いずれか1名にのみ支給する。

### 第4条（慶弔見舞金の受給申請）

第2条に定める事由が発生し、慶弔見舞金の受給を希望する者は、「本人状況・扶養家族変更届」及び「訃報連絡届」を事由が発生した日より3ヶ月以内に会社に届け出なければならない。その際、会社は、その事実を証明する書類の添付を求める場合がある。

### 第5条（慶弔見舞金の支給）

スタッフより第4条の届出がなされた場合、会社は、本規程の定めに従い慶弔見舞金を支給するものとする。

### 第6条（供花等）

会社は、第2条第3号及び同条第4号の事由が発生したときは、弔電および供花を供える。

別表 1

事由	区分	支給金額
結婚		10,000 円
出産		10,000 円
死亡	スタッフ本人	100,000 円
	配偶者	30,000 円
傷病	※労災且つスタッフに限る	10,000 円
被災	家屋全焼、全壊	30,000 円
	家屋半焼、半壊	20,000 円
	家屋一部焼失、一部損壊	15,000 円

## 附 則

### 第 1 条（施行日）

- 1 本規程は、平成 23 年 2 月 1 日より施行する。